

令和9年度江戸川区児童相談所児童相談業務に係るヤングケアラー・コーディネーター 業務委託事業者選定プロポーザル実施要領

1 委託事業名

江戸川区児童相談所児童相談業務に係るヤングケアラー・コーディネーター業務委託

2 事業概要

本事業は、ヤングケアラー支援コーディネーターを配置して、支援対象家庭の生活状況の改善に向けた支援を行うこと、また、学校等の関係機関と連携してヤングケアラーを適切な福祉サービスにつなぎ、その支援内容等を集約することを目的とする。

3 委託事業者の募集及び選定の方法

選定は、公募型プロポーザル方式を採用し、募集の周知は、区ホームページへの掲載により行う。区が設置する「江戸川区児童相談所児童相談業務に係るヤングケアラー・コーディネーター業務委託事業者選定委員会」が別紙1「江戸川区児童相談所児童相談業務に係るヤングケアラー・コーディネーター業務委託事業者選定基準」に基づき、書類審査及びヒアリングを実施し、委託候補事業者を決定し、契約締結の協議を行う。

4 参加資格

本プロポーザルに参加を申し込む事業者は、次に掲げる全ての条件を満たしていること。

- (1) 法人格を持つ団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (3) 参加申込書の提出期限日現在において、「江戸川区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱」に基づく指名停止を受けている事業者でないこと。
- (4) 社会福祉行政に関わる業務の運営実績があること。
- (5) 次の申し立てがなされていない者であること。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続き開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続き開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続きの申立て
- (6) 直近1年間に国税又は地方税を滞納していないこと。
- (7) 「江戸川区契約における暴力団排除措置要綱」に基づく入札参加除外措置を受けている事業者でないこと。

5 業務の概要

- (1) 業務内容

別紙2「江戸川区児童相談所児童相談業務に係るヤングケアラー・コーディネーター業務委託仕様書（案）」を参照のこと。

(2) 業務委託期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

※ただし、業務委託の履行内容が評価会議で一定の評価を得た場合は、契約年度を含め概ね5年間について、毎年度の区一般会計予算に基づき随意契約を行うことがある。

(3) 企画提案にあたっての上限金額

委託料 8,500,000円

6 選定スケジュール

募集期間	令和8年9月24日(木)～令和8年10月23日(金)
質問受付期間	令和8年9月24日(木)～令和8年10月2日(金)
質問回答	令和8年10月8日(木)
参加申込書提出期限	令和8年10月16日(金)午後5時まで
事業実施計画書提出期限	令和8年10月23日(金)午後5時まで
第一次審査結果通知	令和8年11月10日(火)
第二次審査(ヒアリング)	令和8年11月17日(火)
最終決定通知	令和8年11月下旬予定

7 質問の受付

本プロポーザルに関する質問については、様式1「質問票」を、下記事務局宛に電子メールにて令和8年10月2日(金)午後5時までに提出すること。質問に対する回答は令和8年10月8日(木)までに、区のホームページにて公表する。なお、上記の質問票提出以外での質問や、本事業に直接関連ないと判断した質問や意見等には回答しない。また、質問回答に関する再質問は認めない。

8 参加申込書の提出

(1) 提出書類

様式2 令和9年度江戸川区児童相談所児童相談業務に係るヤングケアラー・コーディネーター業務委託事業者選定プロポーザル参加申込書

(2) 提出方法

下記事務局宛てに持参又は郵送（提出期限までに必着）にて提出すること。

(3) 提出期限

令和8年10月2日(金)午後5時まで

9 提出書類及び提出期限

(1) 提出書類

下表に記載の書類を提出すること。なお、提出時は(ア)～(オ)の順番で綴じること。

提出書類	留意点等
(ア) 様式3 法人概要	
(イ) 様式4 江戸川区児童相談所児童相談業務に係るヤングケアラー・コーディネーター業務実施計画書	・ (2) 留意事項を参照
(ウ) 登記事項証明書または登記簿謄本	・ 発行後3か月以内のもの
(エ) 法人税、法人事業税・法人住民税、消費税及び地方消費税の納税証明書(※) NPO法人等、該当する資料が存在しない場合は提出不要	・ 直近の年度のもの ・ 発行後3か月以内のもの ・ 未納、滞納がないことを証明するもの
(オ) 江戸川区児童相談所児童相談業務に係るヤングケアラー・コーディネーター業務見積書	・ 経費内訳がわかるもの

(2) 事業実施計画書の作成に係る留意事項

- ① 仕様書に定められた業務内容について、業務の進め方や手法、体制等を具体的に提案すること。
- ② 原則としてA4サイズ・縦型・横書きで両面印刷とし、ページ番号を記載すること。ただし、やむを得ない場合は、A3サイズをA4サイズに折り込むこと。
- ③ 文字サイズは、図表を除き原則11ポイント以上とすること。
- ④ 記載内容については、明瞭かつ具体的な記載とし専門知識を有しない者に配慮すること。
- ⑤ 専門用語、略語に関しては、初出の箇所にて定義・説明をすること。
- ⑥ 事業実施計画書については、所定の様式の行数を追加することは可とするが、各項目につき1頁以内とすること。
- ⑦ 参加事業者は、一つの事業実施計画書を提出すること。
- ⑧ 提出書類の作成及び提出に要する諸費用は応募者の負担とし、提出書類は返却しない。

(3) 著作権の帰属

事業実施計画書等の著作権は、参加事業者に帰属する。ただし、本区は事業者決定など必要な場合には、事業実施計画書の内容を無償で利用できるものとする。

(4) 提出部数

正本1部、副本9部とする。ただし、(ウ)(エ)は正本のみ添付。また、副本のみ事業者名、所在地をすべて塗りつぶすこと。

※該当書類一式をA4版左2穴あけ綴りとして提出すること。

(5) 提出方法

下記事務局宛に持参又は郵送（提出期限までに必着）にて提出すること。

(6) 提出期限

令和8年10月23日（金）午後5時まで

10 審査評価

(1) 審査評価方法

- ① 企画提案の評価は、「江戸川区児童相談所児童相談業務に係るヤングケアラー・コーディネーター業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が、一次審査（書類審査）及び二次審査（ヒアリング）により、提案内容を公正かつ厳選に審査し、最も優れた提案を行った事業者を優先交渉権者として選定する。
- ② 選定委員会は非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。

(2) 二次審査（ヒアリング）

- ① 実施日程・会場は以下のとおりとする。
実施日：令和8年11月17日（火）
会 場：グリーンパレス 集会室401（江戸川区松島1-38-1）
- ② 1事業者につき35分の持ち時間とする。（提案内容説明10分以内、質疑25分以内。）但し、提案者の数によっては変動することがある。その場合の詳細は別途通知する。
- ③ 出席者数は1事業者3名以内とし、実際に事業に携わる責任者が必ず出席すること。
- ④ 二次審査にあたり、資料の追加提出は認めず、事前に提出した資料のみを用いて説明及び質疑を行うこと。

11 提案の無効

次の項目に一つでも該当する事業者の提案は無効とする。

- (1) 所定の日時及び場所に事業実施計画書を提出しないとき。
- (2) 一つの参加事業者が複数の事業実施計画書を提出したとき。
- (3) 誤字、脱字により提案内容が不明確であるとき。
- (4) 本プロポーザルに関する資格、条件等に違反したとき。
- (5) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れたとき。
- (6) 本プロポーザルへの申込後に江戸川区児童相談所児童相談業務に係るヤングケアラー・コーディネーター業務委託事業者選定委員及び特別職を含む区職員（所管課への手続き等に関するものを除く）に、直接又は間接を問わず接触を求めたとき。
- (7) その他、審査評価に影響を及ぼすような不誠実な行為をおこなったとき。

12 契約の締結

- (1) 選定委員会の審査により特定された事業者と協議し、業務内容を確定した上で、業務委託契約を締結する。なお、契約の締結にあたっては、選定された企画提案の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、業務内容の詳細について別途協議のうえ、企画提案の内容を一部変更して契約することがある。
- (2) 審査により特定された事業者との契約締結交渉が合意に至らなかった場合は、上位の順に契約締結の交渉を行う。
- (3) 当契約の締結は、江戸川区議会における、令和9年度の事業予算の成立を条件とす

る。

13 選定結果の通知

選定委員会の審査後、全参加事業者に対し文書にて通知する。

なお、評価内容及び経過等については公表せず、審査に対する問い合わせ及び異議申し立ては受け付けない。

14 その他

- (1) 本企画提案により知り得た本区独自の情報や個人情報等は適正に管理し、情報の漏洩や不正使用を行ってはならない。
- (2) 事業実施計画書等を受理した後の参加事業者による加筆、修正、差し替え等は原則として認めない。
- (3) プロポーザル参加を辞退する場合は、速やかに事務局に連絡し、辞退届（様式任意）を提出すること。

15 事務局

住所：〒132-0021 江戸川区中央3-4-18

所管：江戸川区子ども家庭部相談課事業係 担当：浅見・渡邊・伊藤（龍）

電話：03-5678-1810

FAX：03-6231-4378

E-mail：soudan@city.edogawa.tokyo.jp